

気象警報等発令時の対応について

1 風水害の対応

神奈川県東部、三浦半島、横浜市南部を含む地域のいずれかに、次の気象警報が発令された場合、以下の対応とします。

【対象となる警報等】

- 警戒レベル5（氾濫・大雨・土砂災害・高潮 特別警報）
- 警戒レベル4（氾濫・大雨・土砂災害・高潮 危険警報）
- 暴風・大雪・暴風雪 警報のいずれか。

判断時刻 (当日)	警報発令状況と対応	
	発令中の場合	解除された場合
6時	自宅待機	通常登校(平常授業)
10時	休校	13時10分までに登校(5校時から授業)

- ・ 三浦半島は、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町を含む。
- ・ 上記を原則とするが、学校よりすぐの配信等で連絡がある場合は、その内容の通りとする。
- ・ インターネット、テレビ等で最新の情報を確認してください。

(参考:横浜地方気象台ホームページURL) <https://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

* 学校の休校・登校判断と併せまして、お住まいの自宅エリアに発表されている「警戒レベル」と内容をご確認の上、安全確保を最優先に行動してください。

【居住地域・通学経路の状況に応じた登校判断について】

学校全体として休校等の措置を講じない場合であっても、本校生徒の居住地域又は通学経路の気象状況及び生活環境に応じ、次の安全措置を認めます。

(1) 居住地域・通学経路における避難情報発令時の対応について

生徒が居住する地域又は通学経路上の地域において、「避難指示(警戒レベル4)」又は「緊急安全確保(警戒レベル5)」が発令されている場合は、生徒の安全確保を最優先とし、当該生徒は登校を見合わせる事ができる。

(2) 交通機関の運休又は通学経路の危険が認められる場合

利用する公共交通機関の運転見合わせ、計画運休、通学経路の冠水その他の事由により安全な登校が困難であると保護者等が合理的に判断した場合は、登校を見合わせる事ができる。

(3) 出欠の取扱い

前各号により登校を見合わせた場合は、保護者等からの連絡(電話、すぐる等)をもって、校長の判断により出席停止等に準ずる取扱いとし、原則として欠席又は遅刻には含めない。

【留意事項】

- (1) 警報が解除されても、登校の際には安全に十分注意をしてください。
- (2) 登校中に警報が発令された場合は、各自でより安全な方策を判断してください。
- (3) 授業中等、学校管理下に警報が発令された場合は、教職員の指示に従ってください。
- (4) 上記の基準に該当しない場合であっても、安全確保を最優先とし、保護者等が登校は困難であると判断した場合は、無理に登校せず学校へ連絡してください。

1学年 (046)836-0417 2学年 (046)836-0418 3学年 (046)836-0419

※ 学校への電話がつながる時間は、原則平日の8時から17時30分です。

※ 休校等により学校から連絡をする場合は、すぐ一斉配信で行います。

2 地震（津波）の対応

(1) 登校、下校途上で遭遇した場合の対応

- ①「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸からすぐ離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の身の安全を確保してください。
- ②交通機関内で発生した場合は、その交通機関等の避難指示に従い、自分勝手な行動をとらないでください。
- ③登校中の場合は、可能ならばそのまま登校し、下校中の場合は、原則として安全に注意しながら下校してください。状況によっては近くの避難所等へ向かってください。
- ④津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難してください。その後は津波に関する情報を確認し、安全確保に努めてください。

(2) 学校の管理下で地震に遭遇した場合の対応

- ①授業、特別活動など直接管理下の場合は、普通教室では即座に机の下にもぐる等、落下物、転倒物に注意してください。揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示に従い、安全な場所へ避難してください。
- ②休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合は、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの散乱などを避け校舎に近づかないなど、状況に応じて判断し、教職員の指示があった場合には指示に従ってください。

(3) 校外活動等で遭遇した場合の対応

- 屋内の場合は机の下にもぐる等、落下物、転倒物に注意し、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従ってください。